

埼玉県新型コロナウイルス感染防止対策 支援事業費補助金

埼玉県では、国の令和2年度第3次補正予算小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>（以下、「持続化補助金」といいます。）において、感染防止対策費に係る補助金を受ける飲食店に対して、事業者負担分を県独自に補助します。

主な交付要件

- 1 国の持続化補助金に係る事業が完了し、当該補助金の「確定通知書」を受領していること。
- 2 埼玉県内で飲食店（カラオケ店、バー等を含む）を運営する小規模事業者等であること。
※ 本補助金で小規模事業者等と認められる常時使用する従業員数は以下のとおりです。
①商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く） 5人以下 ②左記以外（特定非営利活動法人を含む） 20人以下
- 3 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること。
※ 実店舗を有し、お客様が入る飲食スペースがあることが必要です。
- 4 次の資料を店頭に掲示していること
 - ①彩の国「新しい生活様式」安心宣言
 - ②埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコード
 - ③彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）のステッカー など

申請方法

郵送で申請してください。

【送付先】 〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 産業労働部 産業労働政策課 経済対策担当 宛て



※ 交付要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/kansenboshitaisakushienzigyohihozyokin.html>

申請期間

令和3年8月2日（月）から随時受け付けます。

申請期限は令和4年1月31日（月）必着です。

（必ず簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で送付してください。）

補助対象

国の持続化補助金で補助対象となる感染防止対策費分 (県内の飲食店を対象とした経費に限る。)の1/4(事業者負担分)

- ※1 補助率は10/10以内となります。
- ※2 補助限度額である166,000円以内の交付となります。
- ※3 千円未満の端数は切り捨てとなります。

【参考：国の持続化補助金の補助金額が100万円の場合】
(感染防止対策費を1/2計上できる事業者の場合)

国庫補助充当分(補助率3/4)

事業者負担分(1/4)

国庫補助充当分(補助率3/4)		事業者負担分(1/4)	
補助金 100万円		事業者負担 33.3万円	
感染防止対策費分 50万円	通常分 50万円	感染防止 16.6万円	通常 16.6万円

この部分を県独自に補助

※端数処理の都合上、足し上げが一致しません。

【参考】持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>について

1 概要

小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援するもの。

2 支給額

- 補助上限：100万円
- 補助率：3/4
- 感染防止対策費については、補助金総額の1/4(最大25万円)を上限に補助対象経費に計上することが可能
(緊急事態措置に伴う特別措置を適用する事業者は総額の1/2(最大50万円)に上限を引上げ)

※ 詳細は、下記の全国商工会連合会(国の持続化補助金の事務局)ホームページ等で御確認ください。
<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>

【お問合せ先】

埼玉県 産業労働部 経済対策担当

電話：048-830-3702 (平日8:30~17:15に御連絡ください)